

○福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

福島県規則第四十号

改正 令和六年三月二六日規則第二六号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

第三条 条例第十条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第十条第三項第一号、第四号及び第七号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
  - ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、十四・八五平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書に規定する場合にあつ

ては、三十一・九平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することができる部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル以上（エの設備を除いた有効面積は、十三・二平方メートル以上）とすること。ただし、アただし書に規定する場合にあっては、二十三・四五平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

4 前三項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。

一 施設内に一斉に放送することができる設備を設置すること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

（職員に関する基準）

第四条 条例第十一条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 施設長 一

二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員 次に掲げる数を満たすものであること。

ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）第二百十六条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法（職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で一以上

イ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で二以上

ウ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で二に実情に応じた適当数を加えた数

四 栄養士 一以上

五 事務員 一以上

六 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

（電磁的方法）

第五条 条例第十二条第三項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を

使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第十二条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(条例第三十五条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第十二条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

(令六規則二六・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第二条 条例附則第六条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例附則第六条第三項第一号、第五号、第八号及び第九号に掲げる設備の基準は、次の

各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、原則として一人とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方メートル以上（収納設備を除く。）とすること。

二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 医務室 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（軽費老人ホームA型の職員に関する基準）

第三条 条例附則第七条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 施設長 一

二 生活相談員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 生活相談員の数は、次に掲げるものとすること。

(1) 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で一以上

(2) 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で二以上

イ 生活相談員のうち一人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が五十以下のものにあつては、この限りでない。

三 介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員の数は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で四以上

(2) 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

(3) 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で十に

実情に応じた適当数を加えた数

イ 介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。

四 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）。次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で一以上

イ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で二以上

五 栄養士 一以上

六 事務員 二以上

七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

八 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

2 前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数を配置するものとする。

一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、一以上、  
入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、零

二 介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員の数は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一般入所者の数が二十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で一以上

(2) 一般入所者の数が二十を超えて三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で二以上

(3) 一般入所者の数が三十を超えて四十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で三以上

(4) 一般入所者の数が四十を超えて八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で四以上

(5) 一般入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で四に一般入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

(6) 一般入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、

十に実情に応じた適当数を加えた数

イ 一般入所者の数が四十を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。

三 看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、一以上

イ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、二以上

3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。

4 条例附則第七条第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 条例附則第七条第一項第二号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員）のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号イ及び第二項第二号イの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。

7 条例附則第七条第一項第四号に掲げる看護職員及び第二項第三号に掲げる看護職員（一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型に置かれる者に限る。）のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 条例附則第七条第一項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

9 条例附則第七条第一項第六号の事務員のうち一人（入所定員が百十人を超える軽費老人ホームA型にあつては、二人）は、常勤の者でなければならない。

10 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

（令六規則二六・一部改正）

（軽費老人ホームA型の費用）

第四条 条例附則第八条の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居室に係る光熱水費

四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であ

って、入所者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

(軽費老人ホームA型における生活相談員の業務)

第五条 条例附則第十条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
  - 二 条例附則第十一条において準用する条例第三十一条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。
  - 三 条例附則第十一条において準用する条例第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、前二項の業務を行わなければならない。

附 則 (令和六年規則第二六号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。